

第 37 回がん検診のあり方に関する検討会	参考資料
令和 5 年 1 月 30 日（月）	2

「がん検診のあり方に関する検討会」開催要綱

1. 趣旨

がん検診は健康増進法に基づく市町村の事業として行われている。がん検診の実施については「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成 20 年 3 月 31 日付け健発第 0331058 号厚生労働省健康局長通知の別添）を定め、市町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進しているところである。

本検討会においては、国内外の知見を収集し、科学的根拠のあるがん検診の方法等について検討することとする。

2. 検討事項

- （１）がん検診の項目について
- （２）がん検診受診率向上に向けた施策について
- （３）がん検診の精度管理・事業評価について

3. その他

- （１）本検討会は健康局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- （２）本検討会には、構成員の互選により座長をおき、検討会を統括する。
- （３）本検討会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- （４）本検討会は、原則として公開とする。
- （５）本検討会の庶務は、厚生労働省健康局がん・疾病対策課が行う。
- （６）この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が健康局長と協議の上、定める。